

南相馬市防犯カメラ設置利用基準（素案）

（趣旨）

第 1 条 この基準は、南相馬市防犯カメラ設置条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、本市が設置する防犯カメラの設置及び利用に関する基準を定めるものとする。

（設置目的等）

第 2 条 本市が設置する防犯カメラの設置目的、防犯対象区域及び防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）は別表に定めるとおりとする。

（防犯カメラ利用者の指定）

第 3 条 管理責任者は、防犯カメラを利用する職員（以下「防犯カメラ利用者」という。）をあらかじめ指定するものとする。

（防犯カメラの運用時間）

第 4 条 防犯カメラの運用時間は、24 時間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

（画像の保存方法）

第 5 条 画像は、撮影時の状態のまま保存し、記録した画像を加工し、又は複写してはならない。ただし、市民等から画像の開示請求があった場合において、当該画像を開示するときは、この限りではない。

（画像の保存期間）

第 6 条 画像の保存期間は 7 日間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

（画像の安全管理措置）

第 7 条 市長は、画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理のために必要な措置として、次に掲げる措置を講じるものとする。

（1）画像を記録している媒体及び機器は、施錠できる事務室内又は施錠ができる設備等に保管するとともに、常にその状況を点検する。

（2）保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。

（3）画像を記録している媒体及び機器の廃棄は、粉碎処分、磁氣的消去等、画像が識別することができない方法により行う。

(4) 画像表示装置は、管理責任者及び防犯カメラ利用者以外の者から見通せない場所に設置する。

(5) 画像の取扱いにより個人の権利利益を侵害してはならない旨を管理責任者及び防犯カメラ利用者に周知徹底する。

(苦情等の処理)

第8条 市民等から防犯カメラに関する苦情の申出がなされたときは、管理責任者が対応するものとする。

2 管理責任者は、速やかに苦情内容の把握及び事実調査を行い、苦情の処理に当たるものとする。

附 則

この基準は、平成27年〇月〇日から施行する

(別表)

番号	防犯対象区域	防犯カメラ管理 責任者	設置目的
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			